令和６年度（2024 年度）大矢部中学校　部活動に係る活動方針

校　長　金澤　和彦

第１　部活動指導の目標

生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、本校の部活動が次の点を重視して、最適に実施されることを目指す。

（１）学校の教育活動の一環として、本校の教育目標を踏まえ、学校全体として指導・運営に係る体制を構築する。

（２）生徒の多様な学びの場として、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。

（３）教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むとともに、生徒の自主性・自発性を尊重した活動が行われるよう、指導を工夫する。

第２　部活動運営方針

１　指導・運営体制

（１）部の設置

ア 各部に所属する生徒数や教員数、部活動技術指導者の派遣状況、部活動指導員の配置状況等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。

イ次のような状況が見られる部は、年度末にその存続について検討する。

〇２年間入部がない（３年生が活動を終了した時点で部員がいない）とき
〇年度途中で部員が事情により、在籍がいなくなった部
〇指導できる教員が不在で、なおかつ外部指導者等の協力が見込めない部

ウ 生徒のニーズに応じて部を新設する場合は、上記の状況を鑑み、慎重に検討する。

（２）指導体制

ア 部活動顧問の決定にあたって、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動外部指導者の派遣状況、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

２　適切な指導の実施

（１）部活動の実施に当たっては、次の点に留意する。

○オーバーユースや持続的な負荷によって発症する障害、一度の大きな外力によって発症する外傷などの予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含めた、生徒の心身の健康管理。
○生徒の活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等、事故防止の徹底。
○体罰やハラスメントの根絶の徹底。

（2）部活動顧問は、適切な部活動を推進するため、年間活動計画、月別活動計画、月別活動実績を作成し、校長に提出する。

（3）活動時間や活動場所、年間の経費等については、保護者・生徒に明示し理解を得る。

3　休養日等の設定

オーバーユースや持続的な負荷によって発症する障害､バーンアウトなどを予防するとともに、成長期にある生徒が運動､食事､休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、適切な休養日等を確保する。休養日等の設定については、以下を基準とする。

（1）週当たり２日以上の休養日を設ける。（平日は原則水曜日、土曜日及び日曜日〈以下「週休日」という。〉は少なくとも１日以上を休養日とする。週休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の週休日に振り替える。）

（2）１日の活動時間は、長くとも平日では２時間程度、週休日及び学校の休業日は３時間程度を原則とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的な活動を行う。

（3）朝練習は、原則なしとする。

（4）校長は、上記の基準を踏まえ、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う。

なお、各部活動によって、練習場所、公式戦やコンクール等の時期等の条件により、統一的・定期的な休養日を設定することが難しい場合については、月間単位、年間単位で柔軟に設定する。

この場合、**月間**では、平日及び週休日にそれぞれ少なくとも１日以上の休養日を設けること、また、**単一年度内**に、平日及び週休日それぞれにおいて少なくとも**５２日以上**に相当する休養日を設けることとする。

4　大会等の参加

週末等に開催される様々な大会・試合・コンクール・地域行事等への参加については、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮する。

校長は、上記を踏まえ、学校の部活動が参加する大会等を精査する。また、こうした取組を推進することについて、保護者や地域の理解と協力を促す。

5　活動規約

次に示すものを「大矢部中学校部活動に関する規約」とし、これに基づいて全ての部において共通の運営をしていく。本規約は部長会、保護者説明会等を通じて、生徒・保護者に周知し、共通理解を図る。また、活動の実態に即したものとなるよう、内容について毎年度協議する。

１ 入部（退部）の手続き等

（1）入部（退部）を希望する生徒は、保護者の了承のもと、入部（退部）カードを学校に提出する。

（2）新入生は、４月の仮入部期間に複数の部の活動を体験することができる。

2 活動日

（1）活動日は、平日は月曜日から金曜日までの中の４日まで（基本水曜が休養日）、休日は土曜日・日
曜日のいずれか１日を原則とする。
※　状況に応じて連続で活動する場合があるときは、校長と確認すること。

（2）定期テスト前の１週間は活動しないことを原則とする。

（3）長期休業中も、原則として週２日休養日を設けることとする。ただし、公式戦がある場合は、校長と確認して活動を行うことができる。

（4）月の活動予定表を管理職の決裁後に生徒及び保護者に配布する。尚、変更等が生じたときは速やかに管理職へ報告すること。

3 活動時間

（1）平日放課後の活動終了時間は次のとおりとする。
・夏時間（４月～９月中旬）　１７時４０分まで
・秋時間（９月中旬～１０月）１７時３０分まで
・冬時間（11 月～1 月）　　１７時００分まで
・春時間（2 月 3 月）　　１７時１０分まで
※公式大会・演奏会等の１週間前は 30 分間の延長を認める。

（2）年間を通じて平日２時間程度、休日３時間程度を原則とする。
※尚、大会日程等、各部の状況によって活動日や活動時間を変更する場合は、「大矢部中学校部活動に係る活動方針」に則り、月、学期、年間単位で調整し、適切な活動時間及び休養日を設定する。

4 活動場所

（1）平日放課後の割り当て
ア　サッカー、野球：グラウンド
イ　ソフトテニス：テニスコート
ウ　バスケット、バレーボール：体育館
エ　柔道部、卓球部：武道場、
オ　美術：美術室
カ　吹奏楽：音楽室、図書室等
キ　演劇部：演劇部部室

5 施設等の使用

（1）部室の鍵は職員室内で管理し、部員が借用、開錠、施錠を行う。

（2）活動場所の使用前には安全を確認し、使用後は清掃をしてもとの状態に戻す。スプリンクラーや放送機器等は顧問が操作する。

（3）部室で管理するものは、活動で使用する備品とし、個人が所有する用具等の保管は顧問と確認し、各自で責任をもって管理する。（活動に使う備品以外のものは持ち込まな

い。）

6 活動全般

（1）活動中は、顧問及び指導者の指導のもとで活動する。部長は活動開始前と活動終了後に必ず顧問と連絡を取る。また、下校前にはミーティングを行う。

（2）事故やけが、施設用具の破損等がないように十分注意する。万一事故等が起きた場合は、速やかに近くの教職員に連絡をする。

（3）活動中、貴重品は部でまとめ、顧問に預ける。
※携帯を持参する場合は承諾書を提出し、貴重品として預ける。

（4）活動時の服装は、本校の制服、体操服を原則とするが、各部の活動に応じてユニフォーム等の着用も認める。

（5）下校時刻を守る。（下校時刻は活動終了の 20 分後とする。）

7 校外活動

（1）会場等への移動時は、事故等に気を付けるとともに、公共のマナーを守る。特に公共交通機関を利用する際は、他の乗客の迷惑とならないよう注意する。

8 その他

（1）各部の活動が本規約に則って行われているか、部長会で定期的に確認する。

（2）この規約を改訂する場合は、部長会、職員会議で協議をすることとする。